

注意事項

I 米の直接支払交付金

1. 交付対象者

米の生産数量目標（面積換算）にしたがって生産（耕作）を行った販売農家または集落営農が対象です。

販売農家とは… 水稲共済加入者。水稲共済未加入者であっても本年産の出荷販売契約書の写しまたは本年産の出荷伝票の写しがあれば対象になります。

集落営農とは… 複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ対象作物の生産・販売について共同販売経理されている場合に対象となります。

2. 交付対象面積

主食用の作付面積から一律10a（自家消費米や縁故米）を控除し、1a未満の端数は切り捨てになります。

種子用米または醸造用玄米は、自家消費米等に回らないことが確実と見込まれることから、10a控除の対象外となります。

なお、主食用米と種子用米または醸造用玄米を作付される方は、主食用米作付面積から10a控除となります。

（注）面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときは、切り捨てにより整理します。

3. 調整水田等の不作付地の扱い

米の直接支払交付金を受ける販売農家が、調整水田等の不作付地（ほ場1筆単位）を所有しているときは、不作付地の地番、面積、作物が栽培できない理由と改善予定期を定めた「調整水田等の不作付地の改善計画」を富山市長に提出し認定を受けてください。ただし、前年度までに認定を受けたほ場については不要です。今年度新たに発生した不作付地のみ提出してください。改善計画の達成は予定期までに作物の作付が行われず、その翌年も作付が行われないことが確実な場合、米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

II 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

1. 交付対象者

認定農業者・認定新規就農者・集落営農

2. 対象対象品目

米・麦・大豆

3. 交付対象数量

①米 生産数量目標の範囲内で生産された、農産物検査の3等以上のもので、主食用として収穫年度の3月31日までに販売されたものが対象です。

②麦・大豆 畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量となつたものが対象です。

III 畑作物直接支払交付金（ゲタ対策）

1. 交付対象者

認定農業者・認定新規就農者・集落営農

2. 対象対象品目

麦・大豆・そば・なたね

3. 交付対象数量

麦・大豆・そば・なたねの当年産の出荷販売数量

播種前契約書に基づく範囲内で生産され、農産物検査を受検し一定以上の格付けがなされたものが対象です。

IV 水田活用の直接支払交付金と産地交付金

1. 交付対象者

捨てづくり防止の要件（需要者と出荷販売契約を取り交わすこと等）を満たし、**交付対象作物を耕作する[販売農家・集落営農]が対象となります。**別途指定される営農計画書を提出してください。また、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

2. 対象作物

大麦・大豆・飼料作物・新規需要米・そば・なたね・加工用米・備蓄米・出荷作物・薬用作物・みつ源れんげです。

※新規需要米（米粉用米・飼料用米・WCS用稻）については北陸農政局富山支局に6月30日までに「新規需要米取組計画書」を提出し認定を受けてください。

※対象作物において作業時の写真を求めるものがあります。

3. 単価調整

産地交付金の配分率により単価の調整を行う場合があります。

4. 作物・捨てづくり防止の要件の確認

作物名	確認資料
備蓄米・加工用米・飼料用米 米粉用米・麦・大豆	出荷販売契約、出荷を証明する書類の写し
飼料作物	畜産農家との利用供給協定及び自家利用計画、作業日誌、自家利用実績報告書
WCS用稻	畜産農家との利用供給協定及び自家利用計画、作業日誌、自家利用実績報告書
そば・なたね・出荷野菜・花き・果樹	出荷を証明する書類の写し、果樹は苗木購入伝票の写し
	薬用業者との契約書の写し
薬用作物	市の指定する作物に限る（オタネニンジン、チモ、トウキ、シャクヤク、ハトムギ、イトヒメハギ、カハツエース）
	養蜂業者との栽培契約書の写し
みつ源れんげ	種子購入伝票の写し ただし養蜂業者が種子を負担している場合は、養蜂業者の証明書 作業日誌 通常の管理と8月までにすき込みを行い、その後通常の管理がされていること

※ 通常の管理などを行っていることは、出荷伝票、作業日誌により確認します。

※ 収穫されない作物については、水田活用直接支払交付金の返還を求められます。

※ 直接支払交付金の対象作物については、出荷・販売等実績報告書兼誓約書を提出してください。

※ 対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

5. 高度利用加算（地力加算）

緑肥あとの大豆または堆肥施用の大豆に交付（営農計画書に明記してください）

種類	10a当たりの施用量	確認資料
牛ふん・豚ふん	1~2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
糞穀堆肥	1~2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
緑肥あと大豆		作業日誌と種子の購入伝票の写し
大麦あと緑肥作物	クロラタリア・ソルゴー・セスバニアの3種類に限ります	作業日誌と種子の購入伝票の写し ※年内にすき込みを行うこと

6. 高度利用加算（二毛作助成）

大麦・大豆の二毛作に耕作されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）

飼料作物・そば・なたねの二毛作に耕作されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）

7. 土地利用集積加算

法人格を有しない組織は、規約、構成員名簿、受委託契約書の写しを提出してください。

なお、作物の出荷代金や交付金も組織で受領してください。（経理の一元化）

全作業受託は、受委託契約書を提出してください。

8. 団地化加算

団地の地図（地名地番を確認できるもの）を提出してください。

9. 大豆高品質技術加算

土地利用集積加算対象者で大豆の高品質を目指す技術を実施されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）

※下記①～④すべて満たすこと

- ①農業共済への加入（畑作物（大豆）共済加入）
- ②耕起・整地・播種・培土など、一連作業の実施または、狭畦密植等の実施（現地確認、栽培記録管理簿で確認）
- ③額縁排水対策の実施
- ④市町村別の基準収穫量の1/2以上に交付（1/2に満たない場合は交付対象外）
大豆基準単収 144kg

10. 耕畜連携助成

①資源循環（飼料生産水田への堆肥散布）飼料生産水田より飼料供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたものに限る。

②水田放牧（水田における牛の放牧）

利用供給協定書及び受委託契約書等は、別に北陸農政局富山支局へ提出してください。

4・5の確認資料の原本は6年間保存し、北陸農政局富山支局から求めがあつたら提出をお願いいたします。